

農林 2 - 1

許認可等の内容	測量、実地調査等の許可		
根拠法令及び条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第 25 条第 2 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 25 条第 1 項に定めるところによりその目的及び同条第 3 項に定める土地の占有者及び立木竹の所有者の意見等について審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入会林野の整備を行おうとする入会権者であること。 2 申請書に、「入会林野整備等の実施について（昭和 41 年 12 月 5 日付け林野調第 291 号林野庁長官通達）」の第 3 のうち 7 の(1)に定められた事項が記載されていること。 3 他人の土地に立ち入り、支障となる立木竹の伐採が必要最小限度内であること。 4 測量、実地調査等の期間は、測量又は実地調査のために必要最小限度の期間であること。 5 申請者と申請がされた土地の占有者及び立木竹の所有者の間において、測量、実地調査等の実施に関する同意又は権利の調整が図れていること。 			

農林 2 - 2

許認可等の内容	特定漁港漁場整備事業の施行者による土地、水面等の使用許可		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 36 条第 1 項（第 24 条第 1 項準用）		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準			
<p>特定漁港漁場整備事業の施行者による土地、水面の使用許可は、次に掲げる要件に該当する場合に行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 他人の土地等への立入り又は一時材料置場として使用することが、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要であると認められること。 2 他人の土地等への立入り又は使用する土地若しくは水面が、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要な最小限度の区域であること。 3 他人の土地等への立入り又は使用が、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要な最小限度の期間であること。 			

農林 2 - 3

許認可等の内容	漁港施設の形質の変更等の処分の許可		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 37 条第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準			
<p>漁港施設の形質の変更等の処分の許可は、次に掲げる要件に該当する場合に行うこととする。</p> <p>1 漁港は、区域内の各種の施設が相互に関連しつつ総合体として機能するものであるため、処分する 施設が単一の施設であっても、当該処分による漁港機能全般に与える影響について十分に配慮がなされていること。</p> <p>2 漁港施設の処分は、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 漁港施設の効用を増進する目的で行う場合</p> <p>(2) 本来の用途又は目的を妨げない限度においてする場合</p>			

農林 2 - 4

許認可等の内容	漁港施設の他人の利用等に係る認可		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 38 条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準			
<p>漁港施設の他人の利用等に係る認可は、次に掲げる要件に該当する場合に行うこととする。</p> <p>1 漁港施設の利用方法及び使用料の料率については、漁港管理者が行う通常管理行為と均衡が保たれ、漁港の利用の秩序が維持できるものであること。また、使用料は収益重視は排除し、次の要因を考慮した適正なものが設定されていること。</p> <p>(1) 近傍類地の地代等</p> <p>(2) 近傍の民間施設の経営を圧迫しない範囲</p> <p>(3) 借入資金の返済を含めた収支計画</p> <p>2 見直し期間の設定（原則 2 年）により公共的施設の性格を付与すること。</p>			

農林 2 - 5

許認可等の内容	工作物の建築等の許可		
根拠法令及び条項	漁港漁場整備法第 39 条第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準			
<p>漁港の区域内の水域又は公共水域における工作物の建築等の許可は、当該許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り許可をしなければならないとされている。具体的には、当該行為の内容、性質等を勘案して個々のケースごとに判断する。</p>			

農林 2 - 6

許認可等の内容	特用林の指定		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 8 第 1 項第 8 号		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由			
<p>特用林の指定については、法第 10 条の 8 第 1 項第 8 号の規定により行うこととされている。 この規定及びこの規定に基づく省令の規定において、審査基準は言い尽くされているため、審査基準は設定しない。</p>			

農林 2 - 7

許認可等の内容	自家用林の指定		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 8 第 1 項第 9 号		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>自家用林の指定については、法第 10 条の 8 第 1 項第 9 号の規定により行うこととされている。 この規定及びこの規定に基づく省令の規定において、審査基準は言い尽くされているため、審査基準は設定しない。</p>			

農林 2 - 8

許認可等の内容	施業実施協定の認可		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 11 の 9 第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>法第 10 条の 11 の 12 第 1 項各号に掲げる認可基準のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について（昭和 58 年 10 月 1 日付け 58 林野計第 468 号農林水産事務次官依命通達）」の第 7 による。 「市町村森林整備計画制度等の運用について（平成 3 年 7 月 25 日付け 58 林野計第 305 号林野庁長官通達）」の第 3 による。 協定の内容が、法第 10 条の 11 の 10 に抵触していないこと。 <p style="text-align: right;">変更日 令和元年 5 月 21 日</p>			

農林 2 - 9

許認可等の内容	施業実施協定の変更の認可		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 11 の 13 第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 「施業実施協定の認可」の審査基準を準用する。			

農林 2 - 10

許認可等の内容	施業実施協定の廃止の認可		
根拠法令及び条項	森林法第 10 条の 11 の 15 第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
審 査 基 準 施業実施協定の廃止の認可は、法第 10 条の 11 の 15 第 1 項の規定により審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について（昭和 58 年 10 月 1 日付け 58 林野計第 468 号農林水産事務次官依命通達）」の第 7 のうち 4 による。 2 「市町村森林整備計画制度等の運用について（平成 3 年 7 月 25 日付け 58 林野計第 305 号林野庁長官通達）」の第 3 のうち 8 による。			
変更日 令和元年 5 月 21 日			

農林 2-11

許認可等の内容	森林経営計画の認定		
根拠法令及び条項	森林法第 11 条第 5 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、「森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整野計第 230 号林野庁長官通知）」の I の 2、II の 2 又は III の 2 による。</p>			
<p>変更日 令和元年 5 月 21 日</p>			

農林 2-12

許認可等の内容	森林経営計画の変更認定		
根拠法令及び条項	森林法第 12 条第 3 項（第 11 条第 5 項準用）		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件のすべてに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、「森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整野計第 230 号林野庁長官通知）」の I の 2 から 4 まで、II の 2 から 3 まで又は III の 2 から 3 までによる。</p>			
<p>変更日 令和元年 5 月 21 日</p>			

許認可等の内容	火入れの許可		
根拠法令及び条項	森林法第 21 条第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	5 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、鳥取市森林等の火入れに関する条例（昭和 59 年 6 月 29 日鳥取市条例第 12 号）に定めるところによる。</p>			

許認可等の内容	立入調査等の許可		
根拠法令及び条項	森林法第 49 条第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 49 条第 1 項に定めるところによりその目的及び同条第 2 項に定める土地の占有者及び立木竹の所有者の意見等を審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第 49 条第 1 項に基づく申請に法施行規則第 25 条各号に定める事項の記載がされていること。 2 立木竹の伐採をする必要がある場合は、その伐採が必要最小限度の範囲内であること。 3 立入調査等の期間は、測量又は実地調査のために必要最小限度の期間であること。 4 申請者と申請がされた土地の占有者及び立木竹の所有者の間において、立入調査等の実施に関する同意又は権利の調整が図れていること。 			

農林 2-15

許認可等の内容	害虫駆除等のための他人の土地への立入許可		
根拠法令及び条項	森林法第 49 条第 6 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 49 条第 6 項に定めるところによりその目的及び同条第 2 項に定める土地の占有者及び立木竹の所有者の意見等を審査し、決定する。</p> <p>1 法第 49 条第 6 項に基づく申請に法施行規則第 25 条各号に定める事項の記載がされていること。</p> <p>2 立竹木の伐採をする必要がある場合は、その伐採が必要最小限度の範囲内であること。</p> <p>3 立入りの期間は、必要最小限度の期間であること。</p> <p>4 申請者と申請された土地の占有者及び立木竹の所有者の間において、立入りの実施に関する同意又は権利の調整が図れていること。</p>			

農林 2-16

許認可等の内容	森林経営計画の変更の認定		
根拠法令及び条項	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 9 条第 3 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	20 日	設 定 日	平成 13 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>「森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知）」の I の 2 から 4 までによる。</p>			
<p>変更日 令和元年 5 月 21 日</p>			

許認可等の内容	船難報告書の認証		
根拠法令及び条項	水難救護法第 10 条第 2 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法施行細則第 1 条の規定により、次の事項が船難報告書に記載されているかどうか及び当該報告書の記載事項が事実に基づくものであるかどうかを審査し、決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 船舶の種類及び名称 2 総トン数 3 船籍港 4 船舶所有者の氏名又は名称 5 発航港、寄航港、到着港及び遭難の場所 6 遭難及び救護の顛末 7 船舶の損害 8 死傷者の氏名 9 滅失若しくは毀損した積荷の種類、重量若しくは容積その荷造りの種類個数、記号及び傭船者若しくは荷造り人の氏名若しくは名称 			

許認可等の内容	救護費用支給の申立に係る費用の決定		
根拠法令及び条項	水難救護法第 15 条第 1 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	5 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>遭難の発生時における市内の賃金、物価等を勘案して決定する。</p>			

農林 2-19

許認可等の内容	売却、抵当及び質入れのための認可		
根拠法令及び条項	水難救護法第 16 条第 4 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間		設 定 日	
審査基準を設定しない理由 通達も実例もないため具体的な対応については現実に基づいて行うため、審査基準は設定しない。			

農林 2-20

許認可等の内容	雇入契約の公認		
根拠法令及び条項	船員法第 37 条		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 「船員法事務取扱要領（昭和 38 年 4 月 1 日付け員基第 53 号）」第 3 章 10 による。			

農林 2-21

許認可等の内容	船員手帳の交付、書換え、訂正		
根拠法令及び条項	船員法第 50 条第 4 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 船員法事務取扱要領（昭和 38 年 4 月 1 日付け員基第 53 号）第 4 章 12 及び 14 から 18 までによる。			

農林 2-22

許認可等の内容	年齢 18 歳未満の船員の認証		
根拠法令及び条項	船員法第 85 条第 3 項		
担 当 課	林務水産課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 船員法事務取扱要領（昭和 38 年 4 月 1 日付け員基第 53 号）第 3 章 10 による。			